

○総務省告示第三百三十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十一月五日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになおめ、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

〔一〇十略〕  
〔十一〕 削除

〔十二〕十三略〕  
十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。）及び簡易無線局の審査に適用する受信設備の特性

〔表 略〕  
〔十五〕二十四 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正前

〔一〇十同上〕  
〔十一〕 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性	
	感度	雑音抑圧を二〇デシベルとするために必要な受信機入力電圧が二マイクロボルト
一信	減衰量	六〇デシベル低下の帯域幅が三〇kHz
号選	スプリアス	六〇デシベル
択度	・レスポンス	
実効	感度抑圧効	雑音抑圧を二〇デシベルとするために必要な受信機入力電圧より六デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から二五kHz以上離れた妨害波を加えた場合において、雑音抑圧が二〇デシベルとなるとき
選択	果	のその妨害波入力電圧が一ミリボルト
度		希望波信号のない状態で相互変調を生ずる関係にある各妨害波を入力電圧一ミリボルトで加えた場合において、雑音抑圧が二〇デシベル

〔十二〕十三 同上〕  
十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。）及び簡易無線局（九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。）の審査に適用する受信設備の特性

〔表 同上〕  
〔十五〕二十四 同上〕